

イギリスにおけるドメスティック・ アビュース関連法制の発展 ——日本法への示唆を求めて——

高橋有紀

はじめに

第1編 イギリスにおけるDA関連法の発展

第1章 1996年家族法第四章

第1節 1996年家族法第四章の沿革

第2節 侵害禁止命令

第3節 占有命令

第4節 一方的命令

第5節 約束

第2章 イギリスにおけるハラスメントの被害者保護に関する法規制

第1節 ハラスメント対策法の沿革の概要

第2節 1997年ハラスメントからの保護法

第3節 2012年自由保護法

第4節 2019年ストーキング保護法

第5節 小括

第3章 イギリスにおける支配的又は威圧的態度に対する法規制

第1節 DAの定義の改正

第2節 継続中の親密な関係で発生する支配的又は威圧的態度に関する過去の判例

第3節 支配的又は威圧的態度罪の導入をめぐる議論

第4節 支配的又は威圧的態度罪の制定

第5節 支配的又は威圧的態度をめぐる学説の状況

第4章 DA法の成立

第2編 日本における親密な関係にある者に対する暴力／虐待防止に関する法制

第1章 DV防止法

第1節 DV防止法上の定義及び保護命令制度

第2節 DV防止法の対象

第2章 ストーカー規制法

第1節 ストーカー規制法上の定義及び規制

第2節 ストーカー規制法の対象

第3章 残された課題

結びにかえて

はじめに

ドメスティック・バイオレンス（domestic violence、以下、「DV」という。）には明確な定義はなく、広義には子どもに対する暴力や高齢者に対する暴力も含まれ得ると考えられるものの、日本では「配偶者や恋人等親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い⁽¹⁾。

内閣府男女共同参画局が令和3年3月に公表した配偶者等からの暴力に関する実態調査（「男女間における暴力に関する調査報告書」）によれば、これまで配偶者からの暴力（「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」、「性的強要」）の被害経験について、配偶者からいずれかの被害を受けたことが「あった」と回答した人の割合は22.5%（女性が25.9%、男性が18.4%）となっており、女性の約4人に1人に被害経験がある⁽²⁾。また、交際相手がいいた（いる）人のうち、当時の交際相手から上記4つのいずれかの行為を受けたことが「あった」と回答した人の割合は12.6%（女性が16.7%、男性が8.1%）となっており、女性の約6人に1人に被害経験があった⁽³⁾。

配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力に関する相談件数は、平成14年度では3万5943件であったが、年々増加し、令和2年度では、⁽⁴⁾

12万9491件（なお、交際相手からの暴力に関する相談件数2933件は、この相談件数には計上されていない。）と過去最高になっており、DV相談プラスに寄せられた相談件数との合計18万2188件は令和元年度の約1.5倍となっている。⁽⁵⁾

また、警視庁公表の資料によれば、配偶者（元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手を含む。）からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数は、令和3年は8万3042件にのぼっており、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）施行後最多となっている。運用状況としては、裁判所からの保護命令通知が1334件、警察本部長等の援助が2万1525件、保護命令違反の検挙が69件、配偶者からの暴力事案等に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙が8634件となっている。そして、同資料によれば、ストーカー事案の相談等件数は、令和3年は1万9728件であり、運用状況は、警察本部長等による援助が8173件、警告が2055件、禁止命令等がストーカー行為等の規制等に関する法律（以下、「ストーカー規制法」という。）施行後最多の1671件（うち緊急禁止命令等が808件）、ストーカー行為罪による検挙812件、禁止命令等違反による検挙125件、ストーカー事案に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙が1581件となっている。ストーカー事案の被害者と加害者の関係は交際相手（元交際相手を含む）が37.9%、配偶者（内縁・元配偶者を含む）が7%であり、現在又は過去に親密な関係にある者によるものが約半数を占めている。⁽⁶⁾

上記のとおり、現在又は過去に親密な関係にある者によるDVやストーカー行為の被害件数は近年増加傾向にあり、現在の日本における社会問題となっている。もっとも、現行のDV防止法やストーカー規制法は、DV被害者として実際に法的救済を与えるべき対象者に対し、十分な保護を与えているといえるであろうか。本稿では、法的救済を与えるべき対象者のうち、法の谷間で保護を受けることができていない被害者がいるのではないかと

問題意識のもとで、DVを配偶者や交際相手等の親密な関係にある者に対する虐待、すなわち恋愛関係、性的結合関係にある当事者間における暴力や心理操作を用いた支配関係を生じさせる一連の行為に関するものとしてとらえ検討していきたい。

イギリス(本稿では、イングランド・ウェールズを指す。)では、2021年4月29日、DV問題に対して包括的、統合的に対処することを目的として「2021年ドメスティック・アビューズ法(Domestic Abuse Act 2021、以下、「DA法」という。)」が成立し、ドメスティック・アビューズ(以下、「DA」という。)⁽⁷⁾の定義が初めて法文上明記されることとなった。イギリスにおいて、2021年度にはDAに関連する犯罪の検挙が84万5734件に⁽⁸⁾のぼり、新型コロナウイルスのパンデミックによるロックダウン下の2020年4月から2021年2月に、DAに関する支援団体であるRefugeの「全国家庭内虐待ヘルプライン(National Domestic Abuse Helpline)」に寄せられた電話やメールでの相談は平均して61%上昇⁽⁹⁾する等、DAは深刻な問題となっている。イギリスでは、近年、親密な関係又は家族関係にある者の支配的又は威圧的態度(controlling or coercive behaviour)が犯罪に該当することを定めた2015年重犯罪法(Serious Crime Act 2015)第76条やDA法が成立する等、DAに関する民事及び刑事のハイブリッドな法整備が進められている。

そこで、本稿では、まず第1編において、近時成立したDA法成立に至るまでのDA及びストーカーに関するイギリス法の発展について紹介する。そして、第2編では、日本における親密な関係にある者に対する暴力/虐待防止に関する法制について、交際相手からの暴力(いわゆるデートDV)、DV及びストーカーは、相互に密接な関連性を有すると考えられることから、DV防止法及びストーカー規制法を取り上げ、その概要を示し、日本法における課題を分析する。そして、結びにかえてでは、上記をふまえ、イギリス法からの示唆を得て、日本においてDV関連法制の法的救済の対象から漏れてしまう被害者が存在していると思われることに鑑み、今後の対象拡

大の方向性について考察する。

第1編 イギリスにおける DA 関連法の発展

本編では、DA 法成立に至るまでの DA 及びストーカーに関するイギリス法の発展について、1996年家族法第四章（Family Law Act 1996 Part IV）、1997年ハラスメントからの保護法（Protection from Harassment Act 1997）を中心とするハラスメントの被害者保護に関する法規制及び2015年重犯罪法第76条により刑罰化された支配的又は威圧的態度に対する法規制について、支配的又は威圧的態度に関する検討を中心に、それぞれ時系列に沿って紹介する。

第1章 1996年家族法第四章

第1節 1996年家族法第四章の沿革

イギリスの家族法において、DV 及び家族の住居に関する救済手段は、「1976年 DV 及び夫婦関係手続法（Domestic Violence and Matrimonial Proceedings Act 1976）」、「1978年家事手続及び治安裁判所法（Domestic Proceedings and Magistrates' Courts Act 1978）」、「1983年婚姻家屋法（Matrimonial Homes Act 1983）」という3つの異なる法律に規定されている⁽¹⁰⁾が、民事裁判における DV に対する保護を単純化し改善することを目的として、関係規定が整理統合されることとなり、1996年家族法第四章が成立した⁽¹¹⁾。同章には、侵害禁止命令（Non-molestation order）及び占有命令（Occupation order）の2種類の民事的救済の方法が定められている他、一方的命令（ex parte orders）や約束（Undertaking）の制度が存在しているため、以下概要を説明する。

第2節 侵害禁止命令

1996年家族法では、意図的に侵害(molestation)の定義がなされていないが、侵害とは、「暴力、脅迫、ハラスメント、嫌がらせ又は介入行為の如何を問わず、申立人又はその子を実質的に妨げるような意図的行為であり、裁判所の介入を正当化するほど重大なもの」と解されている。⁽¹²⁾

「加害者と関係のある者(person who is associated with the respondent)」からの申立て又は加害者が当事者となっている家事事件手続における裁判所の判断により、裁判所は加害者に対し、自分と関係のある者に侵害を行うことを禁止する命令及び／又は関係する子に対する侵害を禁止する命令を発することができる(1996年家族法第42条(1)、(2))。

「加害者と関係のある者」とは、以下の者を指す(同法第62条(3))。

(a) 現在又は過去に婚姻関係にある者

(aa) 現在又は過去にシビルパートナー関係にある者⁽¹³⁾

(b) 現在又は過去の同棲相手である者

(c) 現在又は過去に同一世帯として暮らしている者(被雇用者、賃借人、下宿人又は寄宿人を除く。)

(d) 親族関係にある者

(e) 婚姻することに合意している者(合意が解消された場合も含む。)

(ea) 相当な期間継続している又は継続していた親密な関係(intimate personal relationship)にある者⁽¹⁴⁾

(eza) シビルパートナーシップに合意している者(合意が解消された場合も含む。)⁽¹⁵⁾

(f) 子に関する命令の場合、当該子の親である又は親責任(parental responsibility)を有する者(同条(4))

(g) 同一の家事手続事件における当事者である者

上記のうち、「相当な期間継続している又は継続していた親密な関係にある者」については、2004年DV・犯罪及び被害者法(Domestic Violence, Crime and Victims Act 2004)第4条により対象に含まれることとなった

ものであり、この改正により、同棲していない者についても侵害禁止命令の対象とされることとなった。事務弁護士会（Law Society）からは、短期間の関係での被害者も保護されるべきであるとして、「相当な期間の継続」という要件については、「命令を発することを正当化する程度の重大性をもつこと」と変更すべきではないかとの提案がなされたが、当該関係が相当な期間の継続という要件を満たすか否かについては、裁判所が事実に基づいて判断すべき事項であるとされた⁽¹⁶⁾。「相当な期間継続している又は継続していた親密な関係にある者」とは、性的関係にあるか否かを問わないものの長期間の親密かつ私的な関係にある者をいい、長期間のプラトニックな友人関係や一夜限りの関係は含まれないと解されている⁽¹⁷⁾。また、同性カップルは「関係のある者」には明記されていないものの、(c)に含まれると解されている。1996年家族法第62条は、人権に基づき、同性カップルが「家族」の定義に含まれるようになったことや人的関係がこれまでに比べてより多様化していることをふまえ、その対象範囲を広げてきたといえる⁽¹⁸⁾。

正当な理由なく侵害禁止命令に違反した場合には犯罪となる（1996年家族法第42A条（1））。当初1996年家族法では、侵害禁止命令の相手方が、被害者又は関係する子に対して、暴力を振るった又は振るう恐れがあるような場合には、裁判所は原則として命令違反があった場合の身体拘束を認める身体拘束権限（power of arrest）を付与しなければならないとされていたが、2004年DV・犯罪及び被害者法第1条により改正され、侵害禁止命令違反が犯罪とされることとなった。侵害禁止命令を執行する場合には、刑事手続を通じて犯罪として処罰する方法と法廷侮辱手続（contempt proceedings）を通じて裁判所の命令に対する不服従を民事侮辱に問う方法のいずれかを選択することができるが、刑事手続の場合、最高刑が5年の拘禁若しくは罰金又はその併科（1996年家族法第42A条（5））である一方、法廷侮辱罪の上限は2年の拘禁（1981年法廷侮辱法（Contempt of Court Act 1981）第14条（1））であることから刑事手続をとることが望ましいとの見解もある⁽¹⁹⁾。

第3節 占有命令

占有命令は、当事者間の住宅の占有について定めるものであり、(a) 申請者が住宅を占有する権利を行使すること、(b) 申請者が住宅の全部又は一部に入居し、占有することを相手方に認めさせること、(c) 当事者の一方又は双方が住宅を占有することを規制すること、(d) 相手方に権利がある場合、相手方が有する住居を占有する権利を禁止、停止、制限すること、(e) 相手方が住居について、居住権(home right)を有しており、かつ申請者が配偶者又はシビルパートナーである場合、当該権利を制限又は解除すること、(f) 相手方に住居の全部又は一部から退去するように要求すること、(g) 相手方に住居から一定の区域への立入りを禁止することを命じることができる(1996年家族法第33条(3))。

当事者間の住居について、申立人が所有権や財産占有権を有している「権限保有者」である場合のみならず、「非権限保有者」についても占有命令を申請することができる⁽²⁰⁾とされているが、申請者は元配偶者、同棲相手、元同棲相手、元シビルパートナーに限定されており、また非権限保有者の権利は権限保有者よりも限定されている。

占有命令違反は、犯罪とはされていないが、裁判所は占有命令を発する際に、侵害禁止命令を発することを要するかを自ら検討しなければならないとされており、占有命令を行う際には、身体拘束権限を付与できると⁽²¹⁾とされている。

第4節 一方的命令

裁判所は、緊急の場合、それが公正かつ適当であると判断した場合、加害者に事前に通知することなく、一方的な侵害禁止命令又は占有命令を発することができる(1996年家族法第45条(1))。

第5節 約 束

約束とは、裁判所が侵害禁止命令又は占有命令を発することに代えて、加害者が裁判所に対して、保護の内容（例えば、特定の期日までに住居から去ること）を約束することをいう⁽²²⁾。但し、被害者又は関係する子に暴力を振った又は振るう恐れがある場合等には、裁判所は侵害禁止命令の代わりに約束を受け入れてはならないとされている（1996年家族法第46条（3A））。なお、約束に対して、身体拘束権限を付すことはできない（同法第46条（2））。

第2章 イギリスにおけるハラスメントの被害者保護に関する法規制

第1節 ハラスメント対策法の沿革の概要

イギリスでは、ハラスメント対策のための一般法として、1997年ハラスメントからの保護法が制定された。この法律は、従来、ストーカー被害者が一連の不穏な行動に動揺し、脅威を感じる状況がありながら、ほとんど保護が与えられなかった中で、1995年、1996年に相次いで重大なストーカー事案（女性が元同僚からのストーカー行為に苦しめられたトレーシー・モーガン事件等）が発生したことを受けて成立したものである⁽²³⁾。同法は、ストーカー問題に対処することを制定の目的としていたが、成立当初はストーキング⁽²⁴⁾（stalking）に関する表現は用いず、より広いハラスメントという語が用いられた。

しかし、1997年ハラスメントからの保護法では、ストーキングという文言が用いられていなかったことから、同法成立後も、警察は同法がストーキングに対して適用可能であることを必ずしも認識しておらず、「ストーキング被害者保護（Protection Against Stalking）」等のストーキング被害者支援団体や警察内部から、同法はストーキングに対して適切な対処を行うことができているとの批判を受けていた⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾。2003年及び2005年に起こった元交際相手によるストーカー殺人事件を受けて法改正への圧力が高まり、2011⁽²⁷⁾

年から2012年にかけて、ストーキングを別個の犯罪として処罰するか否かを含む法改正に関する議論がなされた。⁽²⁸⁾2011年7月には、内務省内に「ストーキング法改正部会 (Stalking Law Reform Campaign)」が立ち上げられ、当該キャンペーンのセッションに参加したストーキング被害者や家族からは、ストーキング罪及びストーキング行為を明確に法律上定義すべきであるとの意見が出された。⁽²⁹⁾その後、2012年10月16日、内務省通達 (Home Office circular) 018/2012が発付され、2012年自由保護法 (Protection of Freedoms Act 2012) により、1997年ハラスメントからの保護法が改正されることとなり、ストーキングがハラスメントとは別に刑事罰の対象として明示されることとなった。その後、なじみが深くない者からのストーキング (stranger stalking)⁽³⁰⁾ に対して、既存の保護命令制度では十分な保護が図れていないとの問題意識から、このようなストーキングの被害者をより早期に保護することを可能にするため、新たにストーキング保護命令が設けられることとなり、2019年ストーキング保護法 (Stalking Protection Act 2019) が制定された。⁽³¹⁾

以下では、1997年ハラスメントからの保護法、2012年自由保護法、2019年ストーキング保護法の概要を述べる。

第2節 1997年ハラスメントからの保護法

第1款 ハラスメントの禁止

1997年ハラスメントからの保護法第1条では「ハラスメント」の禁止が定められており、同条(1)では、(a) 他者に対してハラスメントとなり、かつ (b) 加害者が他者に対するハラスメントとなることを知っているか又は知るべきであった一連の行為 (course of conduct) を継続することを禁止し、本条の目的に関して、同様の情報を有する通常の判断能力を有する一般人 (reasonable person) が他者に対するハラスメントになる又はハラスメントに関与したと考える場合には、問題となっている一連の行為の加害者

は、それが他者に対するハラスメントとなると知るべきであったものとされている（同条（2））。

本法の審議過程において、内務省閣外大臣 David MacLean（当時）は、女性につきまったり、人種差別を行ったり、近隣住民を悩ませるストーカーその他の危険人物は、定義することは不可能な幅広い範囲の行動を行うものであり、仮に行動をリスト化したとしても、ストーカーや被害者に対してハラスメントを行う者は、その性質上、リストにのっていない不気味な行動を見つけ出すであろうとの意見を述べた。彼は、最終的な議論の結果、明瞭なハラスメントの概念を定義しないことで一致したと述べていることから⁽³²⁾、被害者の救済の観点から本法上で「ハラスメント」をあえて定義しなかったものと思われる。これをふまえ、ハラスメントの概念を狭めるような解釈を行わないことこそが、議会在本法の成立過程で議論の末に決定した方針に沿ったものであると解されており⁽³³⁾、ハラスメントについては、法律上の定義の枠組みを設定することが難しいがゆえに、裁判所の裁量による最善の判断に委ねられるものと解されている⁽³⁴⁾。

1997年ハラスメントからの保護法には、ハラスメントについて明確な定義はされていないが、他者に対するハラスメントには、不安 (alarming) を感じさせること、困惑 (distress) の原因となることが含まれ (第7条 (2))、特定の者に対する場合、一連の行為はその者に対する少なくとも2回以上の行為が必要である (同条 (3)) と規定されている (なお、個別の意図的な行為については、コモンロー上の救済の可能性を検討することとなる)⁽³⁵⁾。

1997年ハラスメントからの保護法第7条及び Hayes v Willoughby⁽³⁶⁾、Majrowski v Guy's and St Thomas's NHS Trust 判決、R v Smith 判決、Thomas v News Group Newspapers Ltd and another⁽³⁹⁾ 判決等の裁判例に照らすと、同法上、「ハラスメント」は、標的とされた当該被害者に不安、恐怖や苦痛、困惑を引き起こすと判断されるような行為が含まれており、かつ被害者の身体又は精神に対する深刻な真に容認できない抑圧的な性質を持つ

永続的な一連の行為を指すものように思われる。

第2款 ハラスメントの禁止違反への対応

第1条に違反した場合、ハラスメントの被害者は、民事訴訟により、ハラスメントにより引き起こされた苦悩及びハラスメントにより生じた金銭的損失の損害賠償を請求することが可能であるとともに(同法第3条(1)、(2))、当該行為の差止命令を求めることも可能である(同条(3))。また、正当な理由なく当該命令に違反した場合には刑事罰を科せられ、5年以下の拘禁若しくは罰金又はその併科とすることができる(同条(6)、(9))。

さらに、第1条のハラスメントの禁止に違反する一連の行為を行うことは刑事罰の対象ともされており、加害者に対して、6か月以下の拘禁若しくは罰金又はその併科とすることができ(第2条)、また、加害者の一連の行為が、少なくとも2回以上、暴力が加えられるとの恐怖を他者に与えるものであり、かつ加害者が、当該一連の行為がそれらの度ごとに被害者に恐怖を与えることを知っているか又は知りうべきであったときには犯罪とされ、この場合には10年以下の拘禁若しくは罰金又はその併科とすることができる(第4条(1)、(4))。

ハラスメントから被害者を保護するために必要な場合には、裁判所がハラスメントの禁止命令(Restraining orders)を発することもできる(第5A条(1))。

第4条で暴力に関する場合が別途定められているとおり、第2条及び第3条が想定するハラスメントでは、身体的な暴力は必要とされない。判例では、身体的な暴力の恐怖が存在しない場合であっても第3条により精神的損害に関する救済を得ることができると考えられている⁽⁴¹⁾。

なお、刑事罰を定める第2条と民事上の責任を定める第3条におけるハラスメントを構成する行為は同じであることから、同一の行為が刑事上のハラスメントと民事上のハラスメントの両者を構成する可能性があり、両者の違いは証明力の程度の問題に過ぎないと考えられている⁽⁴²⁾。

第3節 2012年自由保護法

2012年自由保護法第111条（ストーキング関連犯罪）により、1997年ハラズメントからの保護法が改正され、ストーキングに関する2つの刑事罰（第2A条、第4A条）が明示された。

まず、第2A条（1）では、(a) 第1条（1）（他者に対してハラズメントとなり、かつ加害者が他者に対するハラズメントとなることを知っているか又は知りうべきであった一連の行為を継続することの禁止）に違反し、かつ (b) ストーキングとなる行為を犯罪として規定しており、第2A条（1）(b)（及び第4条（1）(a)）の目的に関して、(a) それが被害者へのハラズメントとなり、(b) 一連の行為に含まれる作為又は不作為がストーキングに関連するものであり、(c) 一連の行為の加害者が、当該行為が他者に対するハラズメントとなると知っているか又は知りうべきであった場合には、加害者の一連の行為は他者に対するストーキング行為になるとしている（同条（2））。第2A条に違反した場合には、51週間以下の拘禁若しくは罰金又はその併科とすることができる（同条（4））。

ストーキングに関する厳密な法的定義は置かれていないものの、第2A条（3）において、ストーキングに関連する作為又は不作為の例として、(a) 被害者につきまとうこと、(b) あらゆる手段により被害者に接触し、又は、接触しようとする事、(c) (i) 被害者に関連するか若しくは関連するとされる、又は、(ii) 被害者に由来するとされる言説その他の資料を公表すること、(d) 被害者によるインターネット、電子メールその他の形式の電子通信の利用を監視すること、(e)（公的であるか又は私的であるかを問わず）あらゆる場所を徘徊すること、(f) 被害者が所有する財産に干渉すること、(g) 被害者を見張り、又は監視することという7つの行為が挙げられて⁽⁴³⁾いる。

また、第4A条では、(a) ストーキングとなる行為であり、かつ (b) (i)

少なくとも2回以上、暴力が加えられるとの恐怖を他者に与えるものであるか又は(ii)被害者の通常の日々の活動に実質的に有害な影響を与える重大な不安又は困惑を生じさせることのいずれかに該当する場合であり、加害者が、当該一連の行為がそれらの度ごとに被害者に恐怖を与えることを知っているか又は知りうべきであったとき、若しくは(場合によっては)当該不安又は困惑を与えることを知っているか又は知りうべきであったときに刑事罰が科されるとしている(同条(1))。第4A条に違反した場合には、5年以下の拘禁若しくは罰金又はその併科とすることができる(同条(5)(a))。

1997年ハラスメントからの保護法第4条は、「暴力が加えられるとの恐怖」という要件を必要としていたことから、第4A条(1)(b)(ii)に規定された重大な不安又は困惑を惹起するストーキングについては被害者に打撃を与えるものであるにもかかわらず、従前第4条による保護が困難であったところ、この新たに規定された犯罪により、繰り返されるストーキングやハラスメント行為に関する事件の問題に対する適切な解決策が提供されたと評価されている⁽⁴⁴⁾。

「被害者の通常の日々の活動に実質的に有害な影響を与える重大な不安又は困惑を生じさせること」については、条文上の定義はなされていないが、内務省通達018/2012では、通常の日々の活動に実質的な影響を与えるものとして、①被害者が職場への経路、仕事のパターン又は職場を変更すること、②被害者が(ストーカーとの接触を避けるために)友人や家族に学校に子供を迎えに行ってもらおうよう手配すること、③被害者が自宅に追加のセキュリティ対策を講じること、④被害者が自宅を引っ越すこと、⑤身体的又は精神的な疾患、⑥ストレスによる被害者の職場でのパフォーマンスの悪化、⑦被害者が社会的交流を停止又はその方法を変更することが含まれるとされている⁽⁴⁵⁾。

第4節 2019年ストーキング保護法

2019年ストーキング保護法により、警察の責任者がストーキング保護命令を治安判事裁判所（magistrates' court）に申請することができ、治安判事裁判所は（a）加害者がストーキングに相当する行為を行った場合、（b）加害者が他者に対してストーキングから生じる危険をもたらす場合、及び（c）（他者が（a）に規定する行為の被害者であったか否かにかかわらず）ストーキング保護命令が他者を当該危険から保護するために必要であると信ずるに足りる正当な理由がある場合には、ストーキング保護命令を発することができることとされた（2019年ストーキング保護法第1条（1）、第2条）。

第5節 小 括

1997年ハラスメントからの保護法は、ハラスメント及びストーキングについて厳密な定義をおかず、民事的対応及び刑事的対応の双方を規定しているという点に特徴がある。同法は当初ストーカー対策を目的としていたものの、より広いハラスメントについての規制法として成立したことから、一般法として幅広く適用されるようになり、職場でのいわゆるパワーハラスメント等についても適用されている。

しかし、次章で説明するとおり、1997年ハラスメントからの保護法が継続中の親密なパートナー又は家族内の関係に適用されるかは明確になっておらず、判例も同法を用いた加害者の処罰には消極的であった。そこで、法の谷間に落ちてしまい、十分な保護を受けられていない継続中の親密なパートナー又は家族関係における虐待に対処する必要性が認識されるようになった。そこで、次章では、イギリスにおいて、この問題につきどのような対策がなされることとなったのか、支配的又は威圧的態度に対する法規制について考察する。

第3章 イギリスにおける支配的又は威圧的態度に 対する法規制

第1節 DAの定義の改正

2004年、イギリス政府は、DVについて、複数存在していた定義を統一化し、「性別やセクシュアリティを問わず、親しいパートナー又は親族間でのあらゆる脅迫的態度、暴力又は虐待（精神的、身体的、性的、経済的又は心理的なもの）」と定義した（ただし、これは法定の定義ではない⁽⁴⁶⁾）。

しかし、DVには威圧的支配（coercive control）がしばしば含まれているにもかかわらず、上記の定義に威圧的支配が含まれていないことにより、被害者にとって、どのような行為がDVに該当するのか不明確となる恐れがあるのではないか等の問題意識から、2011年12月に協議会（consultation）が組織され、DVの定義の改正について検討されることとなった⁽⁴⁷⁾。威圧的支配とは、力（power）と支配（control）との関連の中で行われる重複して繰り返される虐待の複雑なパターンをいい、精神的な支配はDVを他の犯罪と区別する特有の特性であり、そのような支配により、被害者は恐怖の結果、行動の変化を強いられることがありうる⁽⁴⁸⁾と指摘されていた。

そして、意見聴取の結果、改正への賛成が圧倒的多数であったこと等をふまえて、協議会はDVの定義を改正することを決定し、2013年3月から、タイトルが「ドメスティック・バイオレンス及びドメスティック・アブ्यूズ」に変更されるとともに、その定義が「性別やセクシュアリティを問わず、16歳以上の親しいパートナー又は親族に対する支配的態度、威圧的態度、脅迫的態度、暴力又は虐待」に広げられ、対象となる虐待について、身体的虐待にとどまらず、精神的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待を含むものとされることとなった⁽⁴⁹⁾。また、そこでは、支配的態度とは、「ある人を支援の手から孤立させることにより、従属下におき、及び／又は依存させ、自らの利益となる資質や能力を搾取し、独立、抵抗、脱出のため

の必要な手段を奪い、日々の行動を制限する行為」、威圧的態度とは、「被害者⁽⁵⁰⁾を害し、痛めつけ、怖がらせるために用いられる暴行（assault）、脅迫⁽⁵¹⁾（threat）、屈辱（humiliation）及び脅し（intimidation⁽⁵²⁾）その他の虐待」を指すとされている。

威圧的支配は、従前からDVの中核をなすと広く理解されており、この定義の変更が根本的な変化をもたらしたわけではないものの、この変更により、威圧的支配が力と支配との関連の中で行われる重複して繰り返される虐待の複雑なパターンとして認識されることの重要性が強調されることとなったと評価されている。また、威圧的支配がDV及びDAの定義に含まれなければ、DV及びDAは、切り離された事象としてとらえられ、結果的に被害者にとって、どのような行為がDVに該当するのか不明確となり、例えば身体的暴力のみが含まれると認識されてしまう恐れがあるとの指摘がある⁽⁵³⁾。

第2節 継続中の親密な関係で発生する支配的又は威圧的態度に関する過去の判例

次に、継続中の親密な関係で発生する支配的又は威圧的態度に関し、判例法が1997年ハラスメントからの保護法との関係でどのような判断を行っていたのかについて、R v Curtis⁽⁵⁴⁾判決及びR v Widdows⁽⁵⁵⁾判決という2つの判例を紹介する。

第1款 R v Curtis 判決

R v Curtis 判決は、1997年ハラスメントからの保護法第4条1項等に違反したとして刑事法院（Crown Court）で有罪判決を受けた被告人の控訴審であり、本判決では、起訴内容である9か月間にわたる6件の出来事を1997年ハラスメントからの保護法におけるハラスメントに相当する一連の行為にあると結論付けることはできないとして、原判決が破棄された。被告人と被害者は2005年春から2006年8月まで同居しており、本件の起訴内容は、以下の6件の出来事であった。

①2005年11月、車での旅行中、被告人が助手席で酒に酔って喫煙し、被害者に対してたばこを捨てながら罵り続け、走行中の車のドアを開ける等の異様な行動を行った。帰宅してから、被告人は彼の前妻は被害者よりも10倍の価値がある等と言って被害者を虐待した。そして、被告人は、手のひらで、2度ソファーに向けて後ろ向きに被害者を押し、被害者を乱暴に扱った。被害者は被告人を恐れていたが、コンピューターのキーボードを床に投げることで、被害者が被告人に対して怒っており、彼女を脅すことはできないと示そうとした。被害者は、被告人が手を出したことにショックを受けた。最終的には、被告人と被害者は一緒に就寝し、その後数週間にわたって状況は改善した (para 6)。

②2006年3月、被告人は、彼が怒るとすぐに被害者が酒(ベイリーズ)のボトルの最後の一滴を取り上げてしまうと被害者に対して文句を言った。これに対し、被害者は、たばこを彼の口から引抜き、流しに投げ、「あなたは飲むことしか考えてない」と言った。被害者は謝ったものの、被告人は被害者の喉にL字型に手をかけた。被害者は被告人の顔を拳で殴り、被告人は被害者を押し倒した。被害者の犬がやってきて被告人に噛みついたため、被告人は犬を庭に蹴り出した。被告人は後ろにいた被害者を押し、被害者はラジエーターで頭を打った。被害者が警察に連絡した時、被告人は彼の頭の上でグラスを壊した。被告人は、犬に噛まれて流血しており、頭にも小さな傷があった。被害者は、被告人が彼女を殴る前に自分が被告人を殴ったことについて罪悪感を覚え、その後一緒に就寝した。後日、被害者は、被告人に報いるため、新しいギターを贈った (para 7)。

③2006年4月、被害者は深酔いしている被告人を真夜中に迎えに行った。被害者の説明によると、被告人は、最初は機嫌が良かったものの、たばこを巻いている間にたばこをこぼし怒りだした。被告人はテキストメッセージを送り始め、被害者は彼が別の女性にテキストメッセージを送っているかもしれないと思った。被害者が時速約60マイルで運転していたとき、彼はハンド

ブレーキを引いて車をスリップさせた。被害者は泣いて震えていたが、被告人はそれを面白がっていた。

この点について、被告人は被害者に対して繰り返し車を止めるように頼んだ後でこのような行為を行ったものであり、時速35から40マイルで運転されていたため危険はなく、被害者の説明は不正確であると反論している（para 8-10）。

④上記③の出来事の後、帰宅し、被告人は怒って被害者に叫び、「お前は哀れで嫉妬深い」と言った。被告人が手のひらで被害者の肩を3度押し、彼女のドレッシングガウンをつかみ、ガウンの下の彼女の皮膚をつまむと、被害者は被告人の顔に飲み物を投げつけた。被告人は被害者をドアに押し付け、胸に打撲傷を負わせた。被害者はドアを通る際に腕をぶつけたが、それは被告人のせいではなかった。被告人は被害者の頭の上にビールを注いだ。被害者は締め出され、被告人の両親の家に一晩滞在した。翌朝、被告人は本当に申し訳なさそうにしていた。被害者はまだ被告人を愛しており、被告人が本当に申し訳ないと思っていると感じた。反対尋問で、被害者は、被害者が被告人の顔にビールを投げつけたとき、被告人が彼女に対し手をかけなかったことを認めた（para 11）。

⑤2006年7月の休暇中、湖水地方でキャンプをしている際、被告人と被害者は楽しい夜を過ごしていたが、被告人はひどく酔っていた。ガス瓶が近くにあり、被害者は、テントで火事になるのを心配し、被告人にテントでたばこを吸わないように頼んだ。被告人の娘アビーは、しばらくの間テントを離れた。被害者は、ベッドの中で、被告人が肘と膝を彼女に押し付けていることを確認し、被害者は被告人を離そうとして足を平らにしたところ、被告人はベッドから後ろ向きに転がり落ちた。その後、被告人は被害者に乗りかかり、被害者の喉に手を回し、被害者は被告人に殴られると思った。被害者は泣き叫び、怯え、動揺していた。被害者と被告人の娘は帰宅し、被害者は家を出ることを決めた。被告人はいかにも申し訳なさそうな様子で、飲

酒をやめるので一緒にいてほしいと懇願した (para 12)。

⑥被害者は、被告人に自殺してほしいと考えており、離れなければ最終的にどちらかが傷つくことになると考え、離婚したいと考えた。被告人は被害者に対し、行かないでほしいと懇願した。2006年8月12日の夜、被告人は被害者を起こし、被害者は家からガソリンの煙のような匂いがしていることを発見した。動力モーターのエンジンから煙が発生していたため、被害者は被告人の兄弟にメールして来てもらい、被告人がしようとしていたことについて恐れを抱いた。被害者は被告人が自分を傷つけようとしたと思っていたが、一緒に就寝した。被害者は、抗う力はなかったが、被告人の接近を恐れていたと言った。被告人は被害者が兄弟に電話をかけたことに腹を立てていたが、この時までには落ち着いていた。被害者は恐怖で震えていたが、被告人は暴力的、攻撃的、又は脅迫的な行動をとらなかった。被告人は被害者を傷つけないと言い、就寝した (para 13)。

裁判所は、被告人が行った行為が一連の行為に該当しているか、当該一連の行為はハラスメントに該当するものであるかを考慮する必要がある、両者は相互に関連している (para 31) と指摘した。また、本件において、出来事は些細なことではなく、時には大きな力が使われたが、このような不安定な関係において、9か月間の6件の出来事は、法令の意味におけるハラスメントに相当する一連の行為であったと結論づけることはできず、双方に攻撃性がある短気で不品行な態度が自然発生的に出現していることが本件の特徴であり、かなりの期間の愛情深い生活期間に散在してそれらが出現していることから、一連の行為ということとはできないと判示した。そして、1997年ハラスメントからの保護法第1条の「ハラスメント」が同居人に対するハラスメントを含む可能性を排除するものではないが、本件における被告人の行為は、同法の意味におけるハラスメントに相当する一連の行為として適切に分類することはできないと述べた (para 32)。

第2款 R v Widdows 判決

R v Widows 判決は、1997年ハラスメントからの保護法第4条1項違反及び強制性交の罪で刑事法院において有罪判決を受けた被告人の控訴を認め、原判決を破棄したものである。本件では、2008年8月から2010年3月までの間、被告人と被害者は同居していたものの、不安定な関係にあった。その間、二人は何度も別れたが、数時間か数日後には仲直りし、別居中、被告人は年配の友人Dのところ滞在していた。1997年ハラスメントからの保護法第4条1項に基づく罪の起訴内容は、2009年1月から2010年3月までの以下の6件の出来事であった（強制性交は、⑥の出来事において行われている）（para 4）。

①2009年6月、被告人はDの家に滞在していたが、被害者を訪問し、性的関係を持った。被告人は被害者からの泊まっていけないかとの申し出を断り、Dの家に戻った。被害者は、被告人がインターネットの出会い系サイトを使うために出て行ったのではないかと疑い、Dの家を訪ね被告人と対峙した。被害者は動揺しており、被告人がドアを開けた際、被告人は被害者に向かって叫び、攻撃的で不快な態度をとった。被告人は被害者を持ち上げて家の外に投げ出し、被害者は腕にひどい打撲傷を負った。

この点について、被告人は被害者が彼にハラスメントを行ったと主張しており、被害者が泣き叫んでいる間に、強制的に連れ出したにすぎず、その際に彼女の腕をおそらくきつく握りしめすぎたのであり、彼女を投げ出したわけではないと反論している（para 5-6）。

②2009年7月、被害者は女友達と夜のひと時を過ごすことを望んでいたが、被告人は被害者を押し倒し、怒鳴った。被害者は恐怖と孤独を感じた。

この点について、被告人はこの出来事を思い出すことはできないが、彼女が友達に会うことを妨げたことは一度もないと主張した（para 7）。

③2009年8月、被害者と被告人は一緒にトルコに休暇に行く予定であったが、被告人はパスポートを更新する必要があった。彼らは役所へ行く間に口論し、被告人が被害者のナビゲーション能力を非難し、耳に手を当てた。被

害者が被告人の手を動かそうとしたとき、被告人は被害者の鼻と口の近くを殴った。その後、被告人は動揺し、被害者の怪我の手当をした。なお、被害者は、トルコでの休暇中は、本当に素晴らしい時間を過ごしたと述べている。

この点について、被告人は被害者が彼の目を突いてきたので、押しのけようとしたときに、誤って被害者を殴ったと反論している (para 8-9)。

④2010年1月、被害者は、被告人が仕事に行かなかったことに不満を抱き、彼を仕事に行かせた。被告人が仕事をしている間、彼女は彼に「素敵な」テキストメッセージを送った。被告人は家に帰ると、テキストメッセージを読むことを拒否し、被害者を木製の床に投げつけ、階段の上に押し上げた。

この点について、被告人は、彼が携帯電話の電源を入れることを拒否したにもかかわらず、被害者がしつこく主張したため、彼女に立ち去るように言い、押したにすぎないと反論した (para 11)。

⑤2010年1月下旬、被告人と被害者はホテルに宿泊し、それぞれ大量に飲酒した。二人が部屋に戻った際、被害者は友人の交際相手(男性)から文末にキスと記載されているテキストメッセージを受け取った。被告人は、平静を失って、被害者のブーツで彼女を殴り、彼女をバスルームに引きずり込んだ。

この点について、被告人は、テキストメッセージが薬物と関係があったので苛立っていたが、ブーツを拾い上げたのは被害者であり、彼は自分自身を防御したに過ぎないと反論した (para 12)。

⑥2010年3月6日、被告人と被害者は、ウォッカを飲み、被害者が持ってきたコカインを摂取した。彼らはバスルームで合意の上で性的関係を持った。その後、被告人は、被害者が拒否したにもかかわらず口淫し、被害者が「後で」と言ったにもかかわらず、被害者に馬乗りになり、強姦した。そして、被告人は、被害者の顔にシャワーを浴びさせた。

この点について、被告人は、性行為は合意に基づくものであったが、被害

者は態度を変え、彼を平手打ちし始めたため、事態に対処しようとしたのであり、実力行使の程度は合理的であったと主張している（para 13-14）。

検察は、本件が伝統的又は典型的なハラスメントのケースには該当しないものの、6件の出来事は、被害者に将来暴力が加えられるとの恐怖を与える一連の行為と呼べるものであり、R v Curtis 判決と異なり、本件の出来事はより一方的であり、被告人から被害者に対してより暴力が用いられていることから、同事件と区別することが可能であると主張した（para 19-20）。

しかし、裁判所は、本件を検察に有利に R v Curtis 判決と区別することはできないと述べ、1997年ハラスメントからの保護法第4条は、通常、暴力として起訴されていない、両当事者が関係を持続し、その継続を望んでいる長期間の主として愛情のある関係で起こった出来事に刑罰を科す手段として適切ではないと判示した（para 29）。そして、本件の親密で愛情深い関係にある9か月にわたって行われた暴力行為の説明は、一連の行為の要件又は当該行為がハラスメントに相当する行為という要件を満たすものではないと認定した（para 30）。

第3款 2判例の位置づけ

上記のとおり、イギリスの裁判所は、1997年ハラスメントからの保護法を継続中の親密な関係における支配的又は威圧的態度に適用することに消極的であり、継続中の親密な関係においては、両者が愛情深く接しているように見える期間の中に、支配的又は威圧的態度が散在して発生することから、判例上、これらの出来事がハラスメントに相当する一連の行為に該当するとの認定はなされていなかった。しかし、この点に関する問題意識が第3節及び第4節において紹介するとおり、支配的又は威圧的態度罪の創設につながったといえ、この2つの判例は、支配的又は威圧的態度罪の導入理由の一つとなったものである。

第3節 支配的又は威圧的態度罪の導入をめぐる議論

DAの政府定義が広がり支配的又は威圧的態度が含まれるようになったこと及び現行法に基づくDA(とりわけ威圧的支配の形でのDA)に対する警察の対応が不十分であることを示す調査結果が示されたことを受けて、2014年8月、被害者に対するより良い保護を提供するためにDAに関する現行法を強化する必要があるかについての見解を求めることを目的として、協議会が組織された⁽⁵⁷⁾。本協議会が組織された当時の法制において、親密な関係における身体に対する暴力的言動については、既存の刑罰が適切に適用されていた。しかし、親密な関係における支配的又は威圧的態度についての特定の刑罰は規定されておらず、1997年ハラスメントからの保護法におけるストーキング又はハラスメントの枠組みの中でとらえられていたところ、同法が親密な関係に適用されるかは明確ではなかった。そこで、本協議会は、DAの政府定義に従って、親密な関係における支配的又は威圧的態度のパターンをとらえるための特定の犯罪を創設すべきか否かという点に焦点を当て、検討されることとなった⁽⁵⁸⁾。

専門家、警察、被害者、支援団体等の関係各所への意見聴取をおこなったところ、現行法はDAの政府定義を適切にとらえられていないという意見が70%を超え、DAに関する法律を強化することに賛成する回答が85%と大多数を占めた⁽⁵⁹⁾。

検討の結果、協議会において、支配的又は威圧的態度のパターン、とりわけ継続中の親密なパートナー又は家族関係で発生するもの、をめぐる現行法の枠組みには間隙が存在していることが認識された。すなわち、DAのパターンの中には、ストーキングやハラスメントに対する法制の対象となるものもあり得るが、ストーキングやハラスメントに関する法は、継続中の親密なパートナーとの関係での支配的及び威圧的態度に明示的には適用されない。また、ストーキングやハラスメントに対する法制がDAの問題に対処する手段として適切であるとしても判例法が障害となっている(本章第2節参照)。そして、ストーキングやハラスメントは、支配という要素を特徴とし

ておらず、一般的には脅したり恐怖を抱かせたりすることを意図しているところ、DA では、そのような脅しに加えて、加害者が虐待を隠すために親密な関係を装うほか、被害者が虐待にもかかわらず関係を継続することを望んでいる可能性が高いため、加害者が安心していう特殊な構造が存在しており、そのような点においてDA はストーキングよりも破壊的であるといえる。上記をふまえて、最終的に、協議会は2015年重犯罪法を改正し、新たに親密なパートナーや家族間で行われる支配的及び威圧的態度のパターンを明確にDA 犯罪として規定すべきであると結論づけた。⁽⁶⁰⁾

そして、支配的及び威圧的態度を明確化するための法律案の審議の過程において、ベイツ卿（Lord Bates）は、DA について多くの人がいまだに暴力が含まれる場合にのみ犯罪であると考えており、裁判所でさえも、虐待について、蜜月期（periods of affection）が組み入れられているために継続的な関係についてストーカーやハラスメントに関する法制は適用されないとの見方をとっており、支配的で思い通りに操ろうとする加害者が発覚を避けるためにパートナーや家族のメンバーに対して愛情を示すように装うDA のケースが除外されてしまうとの問題点を指摘し、新しく導入する支配的又は威圧的態度罪が本改正に伴い制定されるガイドラインと合わせて被害者を保護し、加害者を処罰することを容易にするであろうと述べている。⁽⁶¹⁾ また、審議において、バジルドンのスミス女男爵（Baroness Smith of Basildon）は、本修正案は、親密な関係における支配的又は強制的な行動が危険であることを認識しているだけでなく、暴力的でより虐待的な行動に陥る前に問題の芽を摘む可能性がある点において、予防措置にもなり得るものであり、たとえそれが暴力的な行動につながらなくても、支配的態度は危険であり、人を蝕むものであるという点に言及している。⁽⁶²⁾

第4節 支配的又は威圧的態度罪の制定

上記の経緯を踏まえて、2015年3月3日、国王の裁可を経て、2015年重犯

罪法第76条に親密な関係又は家族関係にある者の支配的態度又は威圧的態度について、5年以下の拘禁若しくは罰金又はその併科を可能にする新たな刑罰が導入されることとなった。⁽⁶³⁾

同罪の成立要件として、(a) 加害者が繰り返し又は継続的に被害者に向けて支配的又は威圧的な態度をとっていること、(b) 当該態度の時点で、加害者と被害者が個人的関係にあり、(c) 当該態度が被害者に対して重大な影響を与えるものであり、かつ (d) 加害者が、当該態度が被害者に対して重大な影響を与えることを知っているか又は(通常的判断能力を有する一般人であれば) 知りうべきである場合があげられている(2015年重犯罪法第76条(1))。加害者の態度が被害者に重大な影響を与えるとは、(a) 被害者に対して、少なくとも2回以上の暴力を用いて恐怖を与えること又は (b) 被害者の通常の日々の活動に実質的に有害な影響を与える重大な不安や困惑を与えることを意味する(同条(4))。従来、個人的関係とは、(a) 親密な人的関係にあるか、又は (b) 同居しており、かつ (i) 同一家族の構成員であるか又は (ii) 過去に親密な人的関係にあったものをいう(同条(2))と定義されてきた。しかしながら、本条項は、2021年4月29日に成立したDA法第68条により改正され、加害者と被害者が、以下の関係にある場合には、個人的関係にあると定義することとなった(なお、本改正は、2022年夏から秋に施行される予定である。⁽⁶⁵⁾)。本改正により、過去に親密な人的関係にあった者や家族の構成員についての同居要件が削除されたため、支配的又は威圧的態度罪は、被害者と加害者が同居しているか否かを問わず、以下の関係にある者に適用されることとなる。

- (a) 現在又は過去に婚姻関係にある者
- (b) 現在又は過去にシビルパートナー関係にある者
- (c) 婚姻することに合意している者(合意が解消された場合も含む。)
- (d) シビルパートナーシップに合意している者(合意が解消された場合も含む。)

- (e) 現在又は過去に親密な関係にある者
- (f) 現在又は過去に同一の子を巡り親子関係にある者⁽⁶⁶⁾
- (g) 親族関係にある者

2015年重犯罪法第77条に基づき制定された「親密な関係又は家族関係にある者の支配的又は威圧的態度に関するガイダンス（Controlling or Coercive Behaviour in an Intimate or Family Relationship: Statutory Guidance Framework、以下「CCBガイダンス」という。）において、判例法は、ストーキングやハラスメントに関する現行法が継続中の親密な関係で発生する支配的又は威圧的態度には適用されないことを示唆しているが（本章第2節 R v Curtis 判決、R v Widdows 判決参照）、支配的又は威圧的態度は親密な関係でも起こりうるため、法の間隙を埋めることを目的として、支配的又は威圧的態度が導入された旨が記載されている。⁽⁶⁷⁾

CCBガイダンスにおいて、支配的又は威圧的態度は、単独の出来事に関連するものではなく、相手に対し、力、支配又は威圧を行使するために長い期間をかけて行われる意図的な態度のパターンであると指摘されている。そして、上記第1節で述べたイギリス政府が2012年に設定した「支配的態度とは、『ある人を支援の手から孤立させることにより、従属下におき、及び／又は依存させ、自らの利益となる資質や能力を搾取し、独立、抵抗、脱出のための必要な手段を奪い、日々の行動を制限する行為』、威圧的態度とは、『被害者を害し、痛めつけ、怖がらせるために用いられる暴行、脅迫、屈辱及び脅しその他の虐待』を指す。」という支配的態度、威圧的態度の定義を示したうえで、これらの態度は、以下を含む可能性があるとしている（以下は、例示列挙である。⁽⁶⁸⁾）。

- ・友人や家族から孤立させること
- ・生活必需品を奪うこと
- ・時間を監視すること
- ・オンライン通信ツールを通じて又はスパイウェアを使って監視すること

- ・日々の生活のあらゆる局面を管理すること（例えばどこに行くか、誰と会うか、何を着るか、いつ寝るか等）
- ・専門家や医療サービス等の支援へのアクセスを奪うこと
- ・例えば「価値のない人間」とであると告げる等して、繰り返しけなすこと
- ・被害者の自尊心を傷つけ、価値をおとしめ、人間性を奪う強制的なルールや活動
- ・自分を責めさせ、行政機関への発覚を防止するために、被害者に対して、窃盗、ネグレクト又は児童虐待等の犯罪を行わせること
- ・小遣いが過酷な金額である等、家計の管理を含む経済的虐待
- ・傷つける又は殺す等の脅迫 (threat)
- ・子どもへの脅迫
- ・個人情報を明らかにする又は公表するとの脅迫
- ・暴行 (assault)
- ・器物損壊
- ・強姦性交
- ・交通機関又は仕事へのアクセスの妨害

なお、支配的又は威圧的態度に関する近時の判例である F v M 判決では、⁽⁶⁹⁾威圧的支配という観点から虐待を評価する際、個々の出来事の重要性は全体の文脈の中で真に理解されるものであり、一連の態度として典型的に評価することが重要であると判示しており (para 4, 60, 108-109)、これは、DA における支配のために行われる様々な出来事を広い視点で関連付けてとらえていくことが必要である旨を述べたものと考えられる。⁽⁷⁰⁾

第5節 支配的又は威圧的態度をめぐる学説の状況

支配的又は威圧的態度を刑罰化することについては、肯定的な意見が通説的見解であった。⁽⁷¹⁾ Stark は、「DV を威圧的態度として再構成することは、パートナーによる虐待への対応として、いかに法執行を行うべきかに関し、

逮捕、被疑者の尋問方法、証拠の収集方法、支援リソースの割当て方法を含む警察及び法的介入の指針となる基本原理から全てを変えることになる」と述べている。⁽⁷²⁾ また、Wiener は、支配的態度又は威圧的態度罪は、「刑事司法機関が親密なパートナー間での虐待に対してより良く対処するための方法を変更する可能性がある」と述べており、また、威圧的態度という概念を法廷に持ち込むことができるようになったことにより、「虐待のサバイバーに対して虐待の不正及び結果として被害者が経験した苦痛の双方をより正確に表現することのできる方法で虐待の経験を再構成することを可能にした」との利点もあると論じている。⁽⁷³⁾

しかしながら、Hamilton は、支配的態度及び威圧的態度罪は、法令自体が非常に広く、境界があいまいであるために、個々の警察官に恣意的な裁量の余地を与え、不平等かつ不公平に執行される可能性があることや加害者が被害者を当該犯罪で告訴する実質的なリスクがあること（例えば、虐待者による財政管理への対応として、被害者が密かに貯金することについて、逆に加害者が、被害者が加害者から資産を隠し、金銭的コントロールを行っていると主張する可能性がある。）等の問題点を指摘し、支配的又は威圧的態度罪の成立は親密な関係におけるパワーダイナミクスに国家が干渉することを意味しており、「過剰な犯罪化（overcriminalisation）」につながると主張している。⁽⁷⁴⁾

その他、新たな犯罪の法制化及び刑事司法制度によるその履行に関しては、支配的態度又は威圧的態度の導入時から、①支配的態度又は威圧的態度が「1回の出来事」というよりは一連の行動であるという性質があることから、警察が支配的態度又は威圧的態度を認識し記録することに課題がある、②被害者が加害者との関係又は同居している状況を原因として、支配的態度又は威圧的態度罪を通じた裁判を求めない可能性がある、③身体的な証拠がより限られており、また被害者が継続的に支配下に置かれていることを原因として、被害者からの起訴への支援が得られにくいことにより、支配的態度

又は威圧的態度を証拠化し、起訴することに課題がある等の問題点が指摘されて⁽⁷⁵⁾いた。

また、一部の学者は、支配的又は威圧的態度罪の定義及び対象の範囲についての懸念を示した。すなわち、元々の2015年重犯罪法第76条(2)の定義によれば、同居していない元親密な人的関係にあったパートナーや家族の構成員との関係では2015年重犯罪法第76条が適用されないため、別居後の虐待は保護の対象外となり、別居後の虐待については、1997年ハラスメントからの保護法により保護されることになる。しかし、別居後の虐待については、ハラスメントからの保護法を適用できない場面や同法の適用が不適切であり、支配的又は威圧的態度ととらえるのが適切な場面があるうえに、別居後にまたが行われた虐待についてどの犯罪として記録し起訴すればよいか⁽⁷⁶⁾について捜査機関に混乱が生じる可能性があるとの指摘である。具体的には、Wienerは、元パートナーが被害者の名前を用いて未払いを溜めたり、不動産の売却への協力を拒んだり、養育費の支払いを拒否したりすることは被害者及びその子どもたちに対する精神的又は経済的に非常に密接な意味を有するものであり、これらの行為は継続的な支配的又は威圧的態度のパターンの証拠となり得るものである一方で、ハラスメントからの保護法の対象となるストーカー行為、詐欺行為又はハラスメントを構成するものではなく、このような事態が生じうることから、法の間隙をなくすための法改正の必要性を主張して⁽⁷⁷⁾いた。また、DA加害者と被害者の関係は、何度も別れてはよりを戻し、ある時は別居し、ある時は同居している等、流動的であり、捜査機関にとっていつの時点で関係が終了したのかを明確にすることが難しく、加害者と被害者の関係性の状況如何により2015年重犯罪法第76条が適用できるか否かに影響することは適切ではないとの問題点が指摘されて⁽⁷⁸⁾いた。この点については、前節のとおり、DA法第68条により、2015年重犯罪法76条の親密な関係又は家族関係にある者の支配的態度又は威圧的態度の要件の一つである加害者と被害者の「個人的関係」の定義から同居要件が削除される改

正がなされることとなった。

さらに、一部の学者や利害関係者は、長期間にわたる身体的暴力と非身体的暴力の両方を含む場合がある支配的又は威圧的態度の潜在的な重大性に基づいて、支配的又は威圧的態度罪の最大刑期を現在のストーキングの最大刑期に合せて現在の5年から10年に延長すべきであると主張している⁽⁷⁹⁾。

第4章 DA法の成立

2021年4月29日にDA法が成立し、DAの定義規定がおかれることとなった。

DA法においては、(a)被害者と加害者が16歳以上で互いに個人的関係にあり、(b)態度が虐待的である場合に、加害者から被害者に対して向けられている当該態度がDAにあたると定義されている(DA法第1条(2))。そして、「態度が虐待的である」とは、(a)身体的又は性的虐待、(b)暴力的あるいは脅迫的態度、(c)支配的又は威圧的態度、(d)経済的虐待⁽⁸⁰⁾、(e)精神的、心理的その他の虐待のいずれかに該当する場合とされている(同法第1条(3))。

また、被害者に「向けられている」とは、直接的には他の者に対する行為であったとしても、被害者に向けられていることになる(例えば、被害者の子どもに向けられていても、その親に向けられている場合がある。)と規定している(同法第1条(5))。

そして、加害者と被害者が、以下の関係にある場合には、個人的関係にあることとされている(同法第2条(1))。

- (a) 現在又は過去に互いが婚姻関係にある場合
- (b) 現在又は過去に互いがシビルパートナー関係にある場合
- (c) 婚姻することに合意している場合(合意が解消された場合も含む。)
- (d) シビルパートナーシップに合意している場合(合意が解消された場合も含む。)

- (e) 現在又は過去に親密な関係にある場合
- (f) 現在又は過去に同一の子を巡り親子関係にある場合（当該親が生物学上の親である場合に限定されず、親責任を有している場合を含む（同法第2条（2）参照）。）
- (g) 親族関係にある場合⁽⁸¹⁾

DA法上、「DA保護警告(Domestic Abuse Protection Notice)」及び「DA保護命令(Domestic Abuse Protection Order)」が規定されており、身体的虐待にとどまらず、性的虐待、精神的虐待、経済的虐待を含み、支配的態度や威圧的態度の全てが保護命令の対象とされている。なお、従前は、2010年犯罪及び安全保障法(Crime and Security Act 2010)において、被害者に代わり警察が措置を講じることを可能にする手段としてDV保護警告(Domestic Violence Protection Notice)及びDV保護命令(Domestic Violence Protection Order)が定められていたが、DA法によりDA保護警告及びDA保護命令に改正された⁽⁸²⁾。

DA法におけるDA保護警告は、警察巡査長(senior police officer)が①加害者が個人的関係にある16歳以上の者に対して虐待的であること及び②加害者によるDA又はDAの恐れから被害者を保護するために警告が必要であることを信ずるに足りる正当な理由がある場合に発する(DA法第22条(1)、(3)、(4))。DA保護警告は、加害者が被害者に接触してはならないことを内容とし、加害者と被害者の住居が同じ場合、加害者に対するその住居への一定距離以上の接近禁止、住居への立入禁止、住居からの立退き等が含まれる(同法第23条)。当該警告に加害者が違反した場合には、警察はその加害者を令状なしに逮捕することができ(同法第26条(1))、DA保護警告を出した後、警察は48時間以内にDA保護命令を治安判事裁判所に申し立てる(同法第29条)こととされている。

また、DA保護命令は、裁判所が①虐待が加害者から、加害者と個人的関係にある16歳以上の被害者に対して向けられていることについて優越的蓋然

性を認め、及び②加害者による DA 又は DA の恐れから被害者を保護するために命令が必要かつ均衡のとれた手段であると認めた場合に下される（同法32条（1）、（2）、（3））。裁判所は、加害者に対して、被害者保護のために必要と判断する内容（あらゆる禁止や制限を含む。）を命じることができる（同法35条（1））。

DA 保護警告や DA 保護命令は、DA の被害者及びその子らに対し、効果的かつ長期間の保護を行うため、これまで存在していた保護命令を一つの包括的かつ柔軟な命令としてまとめることを意図したものである⁽⁸³⁾。そのため、全ての DA の事案について、1996年家族法の侵害禁止命令や1997年ハラスメントからの保護法のハラスメントの禁止命令に代わり DA 保護警告や DA 保護命令が用いられることが意図されている⁽⁸⁴⁾。但し、侵害禁止命令やハラスメントの禁止命令は、DA に関連しない事案、すなわち加害者が過去又は現在の親密な関係にあるパートナーや家族の構成員でない場合のストーキングやハラスメントに適用されるため、DA 保護命令の導入によっても引き続き存続するとされている⁽⁸⁵⁾。なお、侵害禁止命令の対象者である「関係のある者」は、DA 保護命令の対象者である「個人的関係にある者」よりも広いため、侵害禁止命令は、DA 保護命令の対象から漏れてしまう者への適用の余地があるほか、被害者の中には、命令違反について、刑事手続で処罰するのではなく、なお民事的執行の余地もあるという点で、手続に対する選択肢の幅が広いことを理由に、侵害禁止命令を好む者が存在する可能性があるとの指摘がある⁽⁸⁶⁾。

第2編 日本における親密な関係にある者に対する暴力／虐待防止に関する法制

DV は、「親密圏」とりわけその中核としての家族において発現する現象であるという特徴を有する一方で、デート DV やストーカーは主として交

際相手から受ける被害、すなわち「親密圏」としての夫婦関係の形成途上にある関係として把握することができるものであり、ストーカーについては、夫婦関係の解消途上にある場合にも生じうることから、デートDVやストーカーは「親密圏」と「社会的領域」の中間領域で発現している現象としてとらえることができるとの分析がある⁽⁸⁷⁾。たしかに、DVとデートDVやストーカーについては、上記のような発生領域の違いはあるものの、両者は「親密圏」の関係形成途上から形成、解消に至るまでの一連の流れの中で発生する密接な関連性を有する行為であると考えられる。例えば、デートDVを受けていた被害者が加害者からの性的関係の強要により妊娠し、婚姻する等してそのままDVにつながっていくケースやDV加害者が離婚後にストーカーを行うケース等が容易に想定できる。

また、以下で述べるとおり、生活の本拠を共にしていない交際相手から暴力を受けた場合や婚姻中は身体に対する暴力がなく、離婚後に初めて身体に対する暴力を受けた場合等の被害者は、DV防止法上の保護命令を利用することができず、この場合、ストーカー規制法による対応策を検討しなければならない。

日本におけるDVに関する法制の中心は、DV防止法であるが、親密な関係にある者に対する暴力／虐待について検討するに際しては、ストーカーとDVを一連の暴力行為としてとらえることが必要となるように思われる。そこで、以下では、日本における親密な関係にある者に対する暴力／虐待防止に関する法制として、DV防止法及びストーカー規制法を取り上げ、その概要を示すこととする。

第1章 DV防止法

第1節 DV防止法上の定義及び保護命令制度

DV防止法第1条第1項は、「配偶者からの暴力」について、「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害

を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」をいうと規定しており、「配偶者からの暴力」には、身体に対する暴力の他、精神的暴力（例えば、人格を否定するような暴言を吐くこと、何を言っても無視すること、交友関係を細かく監視すること等）又は性的暴力（例えば、見たくないポルノビデオ等を見せること、避妊に協力しないこと等）⁽⁸⁸⁾も含まれている。

そして、被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、裁判所は、被害者からの申立てにより、身体に対する暴力や生命等に対する脅迫を行った配偶者等に対し、一定期間、被害者又は被害者の子や親族等へのつきまとい等の禁止や、被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去等を命じる保護命令を発することができる（DV防止法第10条1項）。保護命令の種類としては、①被害者への接近禁止命令、②被害者への電話等禁止命令、③被害者の同居の子への接近禁止命令、④被害者の親族等への接近禁止命令、⑤被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令の5種類⁽⁸⁹⁾があり、保護命令違反には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科される（DV防止法第29条）。

但し、保護命令の対象となる被害者は、「配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた者」に限ることとされている。そのため、これらに当たらない精神的虐待・性的虐待しか婚姻中に配偶者から受けていないものは、保護命令の対象となる「被害者」には含まれない⁽⁹⁰⁾。そこで、DVは被害者が関係を解消しようとした際にエスカレートする危険も高く、婚姻中は「身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」に至らない精神的虐待・性的虐待しか受けていなかったものの離婚や事実婚解消後に初めて身体に対する暴力、生命等への脅迫を受けるといような場合も考えられるが、そのようなケースは保護命令の対象外となってしまう。なお、現在、女性に対する暴力に関する専門調査会配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループにより、DV防止法見直しに関する検討が行われており、2021年11月

に公表されたワーキング・グループの報告書素案(中間報告)「DV対策の抜本的強化に向けて(仮題)」(以下、「ワーキング・グループ中間報告」という。)では、精神的暴力や性的暴力を受けた場合についても、現行の「身体に対する暴力」との関係、保護命令の要件との関係等も含めて整理を行ったうえで、一定の場合には、保護命令の対象に加えてはどうかとの議論がなされている⁽⁹¹⁾。

第2節 DV防止法の対象

第1款 交際相手からの暴力

DV防止法は、当初、対象者を事実婚を含む配偶者及び元配偶者に限定していたが、2013年、「生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力」についてDV防止法を準用する旨の改正が行われた(DV防止法第28条の2)。

DV防止法制定時から交際相手の暴力を含めるかどうかについては検討されており、恋人からの暴力も含めて幅広く救済の対象とすべきとの議論があった一方で、「恋人は曖昧な概念であり、保護命令違反に罰則をつける場合、その定義付けが難しいのではないか」、「今回の立法は、配偶者からの暴力の特殊性に着目して一般の暴力とは別に特別の立法を行おうとするものであり、婚姻に伴うしがらみのない恋人については、自己決定権も奪われた『囚われの身』とはいえないのではないか」、「ストーカー規制法によって、恋人や元配偶者はカバーできるのではないか」といった議論が行われた結果、恋人からの暴力については対象としないこととされていた⁽⁹²⁾。

2013年改正で「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力に限り法的救済の対象を拡大した理由については、「配偶者」と「生活の本拠を共にする交際相手」とは、婚姻意思の有無及び婚姻届の有無という点で被害者と加害者との関係性の程度が異なるため、「生活の本拠を共にする交際相手からの

暴力」をDV防止法上「配偶者からの暴力」と全く同一のものとして位置付けることは難しいものの、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、配偶者からの暴力と同様に外部からの発見・介入が困難であり、かつ、継続的になりやすいという事情が認められ、ストーカー規制法や刑法による救済が困難であり、配偶者からの暴力の被害者と同様に法律上の支援の根拠の明確化及び保護命令を発令して被害者を保護する必要性が認められることから、「準用」という形でDV防止法の対象とすることとしたと説明されている。他方で、DV防止法における保護命令制度は、ある者が将来的に他の者を害する恐れを国家機関が判断し、予防的観点から、個人の行動の自由を刑罰を担保として制限するという現行法制上特別なものであることから、その適用範囲については、保護命令の発令の必要性が認められるとともに、客観的・外形的に判断しうる明確性を有するものであることが必要とされている。これを踏まえて、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力である場合については、①配偶者（事実婚の相手方を含む。）からの暴力と同様に、婚姻と同様の共同生活を営んでいることによる「囚われの身」の状況が存在し、かつ、外部からの発見・介入が困難であると考えられるものであること、②被害者の保護のために加害者に対する退去命令が必要とされる事案も想定されること、③生活の本拠を共にする関係にある場合の主たる判断要素である「生活の本拠を共にすること」は、外形的事情を踏まえて裁判所が判断可能なものであり、この要件を設けることで保護命令の適用範囲の明確性が担保されることについて整理したうえで、DV防止法において保護命令の対象とすることとされた。⁽⁹³⁾

「生活の本拠を共にする」場合とは、被害者と加害者が生活の拠り所としている主たる住居を共にする場合を意味するものと考えられており、「生活の本拠」は、人の生活の中心である場所をいう等と解されている。生活の本拠の所在については、住民票上の住所によって形式的・画一的に定まるものではなく、実質的に生活をしている場所と認められる場所をいい、共同生活

の実態により外形的・客観的に判断されるべきものであるが、補充的に意思的要素も考慮されることもあるとされている。したがって、居住期間の単純な長短のみで「生活の本拠を共にする」かが決まるものではなく、生計が同一であるかどうかという点も、「生活の本拠を共にする」かどうかの判断に当たっての主たる要素とは考えられないと説明されている。また、具体的な判断に当たっては、住民票の記載、賃貸借契約の名義、公共料金の支払名義等の資料から認定することができる場合はもとより、そのような資料が存在しない場合であっても、写真、電子メール、関係者の陳述等から生活の実態⁽⁹⁴⁾を認定し、「生活の本拠を共にする」と判断することになるとされている。

2013年改正により、交際相手からの暴力についても、「生活の本拠を共にする」との要件を満たす場合には、ストーカー規制法に委ねるのみならず、DV防止法の救済対象とされることとなったものの、生活の本拠を共にする関係に至っていない交際相手や単なる婚約者についてはDV防止法による救済の対象外とされている。

交際相手からの暴力については、現在、女性に対する暴力に関する専門調査会配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループにより議論がなされており、ワーキング・グループ中間報告(32-33頁)によれば、「同居している状態でなくとも交際相手からの暴力被害は深刻な状況であり、若年女性を守る観点からも、デートDVについて、教育も含めて対策を講ずべき」、「暴行、傷害、監禁、強要は犯罪を構成するもの。DV防止法の枠内での解決は困難だが、将来的には親密圏の暴力全般についてその対策を包括的に検討していくことが望ましい」等の意見が出されている。そして、対応策として、「本法が、配偶者暴力には、密室の閉鎖的關係において行われる暴力であり、外部から被害が発見されにくく、被害が深刻化しやすい等の特殊性があることをもって、『配偶者』からの暴力について、一般の暴力とは別に特別の立法を行う趣旨で策定されていることから、交際相手全てを一律に対象とすることは困難である」、「現行法においても、『生活の本拠を共にする交

際』（第28条の2）であれば、①専ら交友関係に基づく共同生活（ルームシェアなど）、②福祉上、教育上、就業上等の理由による共同生活（グループホーム、学生寮、社員寮など）、③専ら血縁関係・親族関係に基づく共同生活を除き、広く保護命令の対象となることから、まずは、当該規定を活用していく、「加えて、いわゆるデートDV（DV防止法の対象となる相手（配偶者、元配偶者及び生活の本拠を共にする交際相手）以外の交際相手からの暴力。）が配偶者等からの暴力と同様に被害者に甚大な悪影響を及ぼすものであることに鑑み、関係省庁と連携した対策を進めることとし、具体的な連携体制について検討を進める」との方針が示されている。

したがって、生活の本拠を共にする関係に至っていない交際相手や単なる婚約者については、引き続きDV防止法の保護の対象外とされ、これらの者については今後もストーカー規制法や刑法による対応策に委ねられる扱いが維持される可能性が高いと考えられる。

しかし、恋愛関係、性的結合関係を有する親密な関係にある者の間においては、配偶者や生活の本拠を共にする交際相手と同様に暴力や心理操作を用いた支配関係が生じうるのであり、生活の本拠を共にするか否かに関わらず、外部からの発見・介入が困難といえ、重大な被害をもたらす可能性があることから、親密な関係にある者からの暴力については、生活の本拠を共にするか否かに関わらず保護命令を利用できるようにすることが望ましいと考える。

第2款 同性カップルにおける暴力

同性同士の交際をDV防止法の保護の対象とすることに否定的な解釈を示す論稿⁽⁹⁵⁾が示され、同性間カップルでの保護命令事件で却下となったものが存在していた⁽⁹⁶⁾。しかし、ワーキング・グループ中間報告（33頁）では、「現行法においても、いわゆるLGBTQのカップルが生活の本拠を共にする場合についても、保護命令の対象となる。昨今の状況を踏まえ、この旨を周知徹底し、適切な運用を図っていく」との考え方が示されており、生活の本拠

を共にする場合に限られるもののLGBTQのカップルについても、保護命令の対象となる点を明確にしている点に意義がある。

第2章 ストーカー規制法

第1節 ストーカー規制法上の定義及び規制

ストーカー規制法第3条では、何人も、「つきまとい等」又は「位置情報無承諾取得等」をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならないと規定し、「つきまとい等」又は「位置情報無承諾取得等」を禁止している。

「つきまとい等」とは、「恋愛感情、好意の感情又はその感情が満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足させる目的」(以下、「恋愛感情等充足目的」という。)で8種類の行為(①つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その現に所在する場所若しくは通常所在する場所(以下「住居等」という。)の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと、②その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと、③面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること、④著しく粗野又は乱暴な言動をすること、⑤電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、文書を送付し、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと、⑥汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと、⑦その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと、⑧その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと)のいずれかを行う場合をいう(第2条第1項)。

また、「位置情報無承諾取得等」とは、恋愛感情等充足目的で社会生活において密接な関係を有する者に対し、相手方の承諾なく、相手方の所持する位置情報記録・送信装置（GPS 機器等）の位置情報を取得する行為又は相手方の承諾なく、相手方の所持する物に位置情報記録・送信装置（GPS 機器等）の位置情報を取り付ける行為等をいう（第2条第3項）。ストーカー規制法は、規制対象外の行為が問題化するたびに改正されており、「位置情報無承諾取得等」については、2021年8月全面施行の改正により新たに規制対象に加えられた。

そして、同一の者に対し、「つきまとい等（上記①から⑤（⑤については電子メールの送信等に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）」又は「位置情報無承諾取得等」を反復してすることを「ストーカー行為」と定義しており（第2条第4項）、ストーカー行為罪に該当した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となる（第18条）。

警察本部長等は、①被害者からの申し出があること、②同法第3条違反が認められること、③更に反復して行われる恐れがあると認められることの要件を満たす場合には、当該行為をした者に対して、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる（第4条第1項）。さらに、都道府県公安委員会は、第3条の規定に違反する行為があった場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をする恐れがあると認めるときは、その相手方の申出により、又は職権で、原則として聴聞を行ったうえ、当該行為を禁止する命令を発することができる旨を定めている（第5条第1項、第2項）。但し、相手方の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、聴聞を経ずに「禁止命令等」を行うこともでき、この場合、事後に「意見の聴取」が行われる（第5条第3項）。この禁止命令等

に違反した場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金となり(第20条)、禁止命令等に違反してストーカー行為をした者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金となる(第19条第1項)。

第2節 ストーカー規制法の対象

行為の相手方は、好意の感情等を抱いている対象である「特定の者」、又は「その配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者」である。「社会生活において密接な関係を有する者」とは、特定の者の身上、安全等を配慮する立場にある者をいい、具体的には学校の教師、職場の上司、DVの被害者が身を寄せているシェルターの職員、友人等が含まれると解されている。なお、ストーカー規制法では、つきまとい等の行為の主体に限定は付されていないため、交際相手、元交際相手、元配偶者による行為はもとより、配偶者による行為も恋愛感情等充足目的でなされる行為であれば規制の対象となる。⁽⁹⁷⁾

日本のストーカー規制法は、イギリスの1997年ハラスメントからの保護法が目的を限定せず広く一般に適用されているのとは異なり、規制の対象が恋愛感情等充足目的でなされたものに限定されている。なお、国会審議においては、ストーカー規制法では、つきまとい行為は恋愛感情等充足目的が対象とされているところ、現実には、恨み、憎悪、ライバルへの嫉妬等、他の感情を動機とするストーカー事例も起きており、同要件規制の対象が狭められてしまうことを懸念する声が上がっているとの問題提起がなされている。これに対して、小此木八郎国家公安委員会委員長(当時)は、「ストーカー規制法の立法当時、つきまとい等の事案の実態として、交際を求めたり復縁を迫ったりするなど、恋愛感情等に起因して行われる状況が多く認められ、これらの場合に、暴力であるとか脅迫、殺人等の重大な犯罪に発展する恐れが強い状況が認められたこと等から、規制対象を、恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で行わ

れるつきまとい等に限定している。恋愛感情等の充足目的以外の目的で行われる行為を規制対象とするかどうかについては、ストーカー規制法の在り方そのものに関することから、慎重な検討を要するものと認識しているが、ストーカー事案の実情等に応じて必要な対応を検討するよう警察に指導した⁽⁹⁹⁾い」と述べている。

第3章 残された課題

現状のDV防止法においては、保護命令の対象となる被害者が限定されている。そのため、生活の本拠を共にしていない交際相手からの暴力や婚姻中に精神的虐待、性的虐待を受けているものの、「身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」に至っていない場合等には、被害者は保護命令を利用することはできない。

そこで、このような場合、ストーカー規制法による保護を検討することとなる。しかし、ストーカー規制法の規制対象は一定の行為に限定されており、同法の行為に該当しない限り、加害者が被害者の自尊心を傷つけ、価値をおとしめるような言動を行ったとしても対応が難しいため、ストーカー規制法による保護は必ずしも期待できず、また刑法の傷害罪・暴行罪による事件化も困難であるという場合も想定される。そして、身体的な虐待や脅迫と同様に十分に被害者の心を蝕み、害を及ぼす行為であるといえるにもかかわらず、精神的虐待や性的虐待の保護については、DV防止法及びストーカー規制法のいずれも対応が不十分と考えられることから、現行の法制では保護の対象から漏れてしまい、法の谷間で保護を受けられていない被害者が存在しているように思われる。

DVとストーカーは、親密な関係にある者に対する暴力／虐待との関係では、重なり合う部分があり、「親密圏」の関係形成途上から形成、解消に至るまでの一連の流れの中での支配を目的とした密接な関連性を有する行為としてとらえることが可能である。そこで、DVとストーカーについては、一

貫した法制度の下で、一体的な概念として統合する方向で検討していくことが望ましいと考える。

結びにかえて

イギリスでは、家族という概念や人的関係の多様化をふまえて、1996年家族法上の侵害禁止命令の対象者が同性カップルや「相当な期間継続している又は継続していた親密な関係にある者」に広がっていった。また、継続中の親密な関係で発生する支配的又は威圧的態度について、既存の1997年ハラスメントからの保護法や2012年自由保護法の適用によっては、被害者の保護が不十分であるとの問題意識から、新たに親密な関係にある者や家族間で行われる支配的又は威圧的態度を刑罰として処罰する2015年重犯罪法第76条が成立した。2021年に成立した DA 法では、DA の定義の中に支配的又は威圧的態度が含まれることが明記されており、配偶者や元配偶者のみならず、現在又は過去に「親密な関係にある者」が対象とされ、同居しているか否かを問わず交際相手及び元交際相手は保護の対象とすることが想定されている。そして、支配的又は威圧的態度罪の対象についても、DA 加害者と被害者の関係性の状況如何で法適用の可否が分かれることは適切ではないとの問題意識等から、DA 法により、過去に親密な人的関係にあった者や家族の構成員の同居要件を削除し、現在又は過去の配偶者及び交際相手に適用する改正がなされ、2022年夏から秋に施行される予定である。

支配的態度又は威圧的態度の性質について、2015年重大犯罪法第76条の定義に直接影響を与えたとされている Stark⁽¹⁰⁰⁾ は、威圧的支配を身体的虐待と共になされる脅迫、ストーキング、個人財産の破壊、精神的虐待、経済的抑圧及び自由の制限等の非身体的虐待行動のパターンといった様々な戦術(tactics)⁽¹⁰¹⁾ を用いた累積的な服従の形態ととらえており、DA 加害者は身体的虐待及びその他の多様な戦術により被害者を威圧し、支配するのであり、頻繁な身体的な強制、脅迫、孤立化及び被害者を罠にかける(entrapment)

ための支配が組み合わされた結果、被害者は抵抗したり逃げ出したりすることを構造的に制約され、屈辱的な要求や被害者の本来の人間性に反するような要求に従わざるを得なくなると述べている。⁽¹⁰²⁾

DVの本質は、親密な関係において行われる「支配」であり、加害者が支配のための手段として、繰り返し又は継続的に様々な態様及び程度の虐待を組み合わせ、一連の行為として行うことで、被害者の自由な考え方や感情を奪い、畏にかけようように支配下におき、その結果被害者の心身に深刻かつ重大な影響を与えていくという点にあると考えられる。イギリス法における「支配的又は威圧的態度」という概念は、このようなDVの本質を的確にとらえているように思われる。

上記のとおり、日本においては、DV防止法及びストーカー規制法の谷間で保護を受けられない被害者（例えば、生活の本拠を共にしていない交際相手からの暴力や婚姻中に精神的虐待、性的虐待を受けているものの、「身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」に至っていない場合）が存在していると考えられるが、DVの本質を上記のものとしてとらえると、これらの者も、現状のDV防止法及びストーカー規制法の対象者と同様に被害を受ける恐れがあり、一貫した法制度の下で統合的な保護を与える必要性が高いといえる。

これらの者に対しては、「親密圏」の関係形成途上から形成、解消に至るまでの一連の流れの中で行われる加害者による支配からの保護の在り方を考える必要があり、今後の一体的な対応策を検討する上で、イギリス法上の「親密な関係又は家族関係にある者の支配的又は威圧的態度」の概念は、一つの道標として参考となるように思われる。

(1) 男女共同参画局「配偶者からの暴力被害者支援情報：ドメスティック・バイオレンス（DV）とは」<https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/dv/index.html> [最終アクセス2022/5/5]。

- (2) 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」(2021) 25-26頁。<https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/r02/r02danjokan-12.pdf> [最終アクセス2022/5/5]。
- (3) 内閣府男女共同参画局・前掲2) 41頁。
- (4) 男女共同参画局ウェブサイト「配偶者からの暴力被害者支援情報：配偶者からの暴力に関するデータ」<https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/01.html> [最終アクセス2022/5/5]。
- (5) 男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等(令和2年度分)」<https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/pdf/2020soudan.pdf> [最終アクセス2022/5/5]。
- (6) 警視庁生活安全局生活安全企画課「令和3年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」(2022) <https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/stalker/R3_STDVRPkouhousiryoku.pdf> [最終アクセス2022/5/5]。
- (7) イギリスでは、DVという言葉が暴力的行為(violent behaviour)のみが対象とされるとの狭い印象を与えるとの批判を受けて、身体的又は精神的虐待に該当する行為を示す概念としてDA(domestic abuse)を用いている。
- (8) Office for National Statistics, “Domestic abuse in England and Wales overview: November 2021”, (2021), <<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/crimeandjustice/bulletins/domesticabuseinenglandandwalesoverview/november2021#domestic-abuse-in-england-and-wales-data>> [2022/5/5]。
- (9) Refuge, “A year of lockdown: Refuge releases new figures showing dramatic increase in activity”, (2021), <<https://www.refuge.org.uk/a-year-of-lockdown/>> [2022/5/5]。
- (10) The Law Commission, “FAMILY LAW DOMESTIC VIOLENCE AND OCCUPATION OF THE FAMILY HOME”, (1992), No.207, at p.2.
- (11) Nigel Lowe et al., “Bromley’s Family Law 12th ed.”, (2021), Oxford University Press, at p.161.
- (12) Ibid, at p.162.
- (13) 2004年市民パートナーシップ法(Civil Partnership Act 2004) SCHEDULE 9 para13(1)、(3)により追加された。
- (14) 2004年DV・犯罪及び被害者法(Domestic Violence, Crime and Victims Act

- 2004) 第4条により追加された。
- (15) 2004年市民パートナーシップ法 SCHEDULE 9 para13 (1)、(4) により追加された。
- (16) House of Commons, “The Domestic Violence, Crime and Victims Bill [HL]: Domestic violence provisions”, (2004), RESEARCH PAPER 04/44, at pp.31-32, <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/RP04-44/RP04-44.pdf>> [2022/5/5].
- (17) House of Commons, “Domestic Violence, Crime And Victims Bill : EXPLANATORY NOTES”, (2004), para 34, <<https://publications.parliament.uk/pa/cm/200304/cmbills/083/en/04083x--.htm>> [2022/5/5].
- (18) Nigel Lowe et al., supra note 11, at p.165.
- (19) Nigel Lowe et al., supra note 11, at p.175.
- (20) Nigel Lowe et al., supra note 11, at p.170.
- (21) Nigel Lowe et al., supra note 11, at p.176.
- (22) Nigel Lowe et al., supra note 11, at p.177.
- (23) イギリスでは、ハラスメント関連法令として、暴力の不安の惹起や暴力の挑発、故意のハラスメント、害悪又は苦痛を生じさせる意図での威嚇的、虐待的な言動を犯罪とする1986年公共秩序法 (Public Order Act 1986) や苦痛や不安を生じさせる目的での手紙や資料を送付する行為を犯罪とする1988年悪意通信法 (Malicious Communications Act 1988) 等が存在しており、1997年ハラスメントからの保護法成立以前は、これらの個々の法律により対処されていた (National Policing Improvement Agency, “Practice Advice on investigating Stalking and Harassment”, (2009), at pp.16-18)。
- (24) 守山正『ストーキングの現状と対策』(成文堂、2019) 310-313頁。
- (25) Home Office, “Consultation on Stalking”, (2011), at p.25, <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/157898/consultation.pdf> [2022/5/5].
- (26) House of Commons Library, “Stalking: developments in the law”, (2018), at p.3, <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN06261/SN06261.pdf>> [2022/5/5].
- (27) Pat Strickland, “Stalking – does the new law protect victims?”, (2013), <<https://commonslibrary.parliament.uk/stalking-does-the-new-law-protect->

- victims/> [2022/5/5].
- (28) House of Commons Library, *supra* note 26.
- (29) Home Office, *supra* note 25, at p.27.
- (30) なじみが深くない者からのストーキングには、全く面識のない者によるストーキングのみならず、例えば医師その他の医療専門職に対する患者によるストーキング、職場の同僚に対するストーキング、チャットルームのようなオンライン上のやりとりから生じるストーキングが含まれるとされる。(Home Office, “Introducing a Stalking Protection Order - a consultation,” (2015), at p.8, <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/482417/Introducing_a_Stalking_Protection_Order_-_a_consultation.pdf> [2022/5/5].)
- (31) Home Office, “STALKING PROTECTION BILL : EXPLANATORY NOTES”, (2018), at p.2, <<https://publications.parliament.uk/pa/bills/lbill/2017-2019/0145/18145en.pdf>> [2022/5/5].
- (32) Hansard, 17 December 1996, vol 287 col 826-827.
- (33) Paul Infield& Graham Platford, “The Law of Harassment and Stalking”, (2000), Butterworths, at p.20.
- (34) Keith Patten, “Employment: Defining harassment”, (2010), New Law Journal, vol 160 (7407), at p.331.
- (35) Mark Lunney, “Tort: The Law of Tort” (Intentional Interference with the Person), (2007), Butterworths, at p.452.
- (36) Hayes v Willoughby [2013] 1 WLR 935、ハラスメントは、被害者を対象とした当該被害者に不安、恐怖や苦痛を引き起こすと判断される容認できない抑圧的な行為の永続的かつ意図的な一連の行為である (para 1, 12) と判示している。
- (37) Majrowski v Guy’s and St Thomas’s NHS Trust [2007] 1 AC 224、「ハラスメントに相当する態度は、他者との日々の交流で時折起こる苛立ち、迷惑、さらには一定の動揺を超えた深刻なレベルに達する必要がある。この行為は、望ましくない、さらには理不尽なものとの境界を越える抑圧的で容認できない行為でなければならない。遺憾であることの境界を超えて不愉快であるというためには、違法行為の重大性は、およそ第2条の下で刑事責任を裏付けるものでなければならない」(para 30)、「日常生活における通常のからかいや軽い冗談と真に抑圧的で容認できない行為との間に道理にかなった境界線を引くことについて、裁判所の見識に残さ

- れている部分が多い」(para 66)と判示されている。
- (38) R v Smith [2013] 2 All ER 804, [2012] EWCA Crim 2566、「いかなる不安又は困惑を引き起こす行為も、ハラスメントに相当するというわけではない。それは非論理的であり、不条理な結果をもたらす。ハラスメントは、個人を標的にし、恐怖や苦痛をもたらす、身体又は精神に対する深刻な抑圧的な性質をもつ永続的な行動を含むものである」(para 24)と判示されている。
- (39) Thomas v News Group Newspapers Ltd and another [2001] EWCA Civ 1233、「ハラスメントとは、第7条に定められた結果を生じさせると判断され、かつ抑圧的かつ不合理なものを指す」(para 30)と判示されている。
- (40) 1997年ハラスメントからの保護法成立当初は、5年以下の拘禁とされていたが、2017年警察及び犯罪法 (Policing and Crime Act 2017) 第175条(1)により、10年以下の拘禁に改正された。
- (41) Brenda Barrett, “When Does Harassment Warrant Redress?”, (2010), Industrial Law Journal vol 39 (2), at p.197.
- (42) Keith Patten, *supra* note 34.
- (43) The Crown Prosecution Service, “Stalking and Harassment”, (2018), <<https://www.cps.gov.uk/legal-guidance/stalking-and-harassment>> [2022/5/5].
- (44) Judith Gowland, “Protection from Harassment Act 1997: The ‘New’ Stalking Offences”, (2013), Journal of Criminal Law, vol 77 (5), at p.396.
- (45) Home Office, “Circular: a change to the Protection from Harassment Act 1997”, (2012), <<https://www.gov.uk/government/publications/a-change-to-the-protection-from-harassment-act-1997-introduction-of-two-new-specific-offences-of-stalking>> [2022/5/5].
- (46) Home Office, “CROSS-GOVERNMENT DEFINITION OF DOMESTIC VIOLENCE: A CONSULTATION”, (2011), at p.6, <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/157798/dv-definition-consultation.pdf> [2022/5/5].
- (47) *Ibid*, at pp.3-9.
- (48) Home Office, *supra* note 46, at p.9.
- (49) Home Office, “Cross Government Definition of Domestic Violence – A Consultation Summary of Responses”, (2012), at p.19, <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_

- data/file/157800/domestic-violence-definition.pdf> [2022/5/5].
- (50) 不法な威力をもって、他人の身体に危害を加えようとする試み、あるいは脅し(「assault」. 田中英夫編『英米法辞典』(東京大学出版会、1991) 67頁)。
- (51) 傷つける又は殺す等の人の身体又は財産に害悪を加える旨の告知(「threat」. 田中編・前掲注50) 850頁)。
- (52) ある者又はその妻子に対し、不法な暴力を用い、又はその他暴力を行使すると脅す等により、その意思に反してある行為をし、又はしないようにさせようとする事、身体に対する暴力の行使又はその脅しに限らない(「intimidation」. 田中編・前掲注50) 467頁)。
- (53) Home Office, “Information for Local Areas on the change to the Definition of Domestic Violence and Abuse”, (2013), at pp.2-3, <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/142701/guide-on-definition-of-dv.pdf> [2022/5/5].
- (54) R v Curtis [2010] 3 All ER 849.
- (55) R v Widdows [2011] EWCA Crim 1500.
- (56) Her Majesty’s Inspectorate of Constabulary, “Everyone’s business: Improving the police response to domestic abuse”, (2014), at pp.9, 17-18, 23, <<https://www.justiceinspectors.gov.uk/hmicfrs/wp-content/uploads/2014/04/improving-the-police-response-to-domestic-abuse.pdf>> [2022/5/5].
- (57) Home Office, “Strengthening the Law on Domestic Abuse - A Consultation”, (2014), at pp.3-5, <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/344674/Strengthening_the_law_on_Domestic_Abuse_-_A_Consultation_WEB.PDF> [2022/5/5].
- (58) Ibid, at p.11.
- (59) Home Office, “Strengthening the Law on Domestic Abuse Consultation—Summary of Responses”, (2014), at p.5, <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/389002/StrengtheningLawDomesticAbuseResponses.pdf> [2022/5/5].
- (60) Ibid, at p.11.
- (61) Hansard, March 2 2015, vol 760 col 66-67.
- (62) Ibid vol 760 col 67.
- (63) Home Office, “Controlling or Coercive Behaviour in an Intimate or Family

- Relationship: Statutory Guidance Framework”, (2015), at p.2, <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/482528/Controlling_or_coercive_behaviour_-_statutory_guidance.pdf> [2022/5/5].
- (64) 「親密な人的関係」にある交際相手については、同居しているか否かを問わず、本罪の適用があるとされている (Ibid, at p.12)。そして、例えば、恋愛関係、性的関係にある者 (同性パートナーも含む) は、親密な人的関係にある者に該当すると解されている (Rights of Women, “Coercive control and the law”, (2016), <<https://rightsofwomen.org.uk/wp-content/uploads/2016/03/ROW-%C2%AD-Legal-Guide-Coercive-control-final.pdf>> [2022/5/5])。)
- (65) Home Office, “Domestic Abuse Act 2021 commencement schedule”, (2022), <<https://www.gov.uk/government/publications/domestic-abuse-act-2021-commencement-schedule/domestic-abuse-act-2021-commencement-schedule>> [2022/5/5].
- (66) 当該親が生物学上の親である場合に限定されず、親責任を有している場合を含む (DA 法第68条 (4))。)
- (67) Home Office, supra note 63, at p.6.
- (68) Home Office, supra note 63, at pp.3-4.
- (69) F v M [2021] EWFC4.
- (70) F v M 判決の概要については、拙稿「保護命令による精神的虐待被害者保護の在り方—「支配的又は威圧的態度」を中心としたイギリスにおける法整備の分析から」(2022) 早稲田大学大学院法研論集181号42-44頁参照。
- (71) Home Office, “Review of the Controlling or Coercive Behaviour Offence”, (2021), at p.29, <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/982825/review-of-the-controlling-or-coercive-behaviour-offence.pdf> [2022/5/5].
- (72) Evan Stark, “Looking beyond Domestic Violence: Policing Coercive Control”, (2012), Journal of police crisis negotiations, vol 12 (2), at p. 213.
- (73) Cassandra Wiener, “Seeing What is ‘Invisible in Plain Sight’: Policing Coercive Control”, (2017), The Howard Journal, vol 56 (4), at p. 501.
- (74) Melissa Hamilton, “The coercive control offence: a case study in overcriminalisation”, (2019), London: Routledge., at pp.200-201, 212-214.

- (75) Home Office, *supra* note 71, at p.30.
- (76) Home Office, *supra* note 71, at pp.36, 50.
- (77) Cassandra Wiener, “Coercive Control doesn’t end with a break up and the law has to reflect that”, (2020), iNews, <<https://inews.co.uk/opinion/coercive-control-doesnt-end-with-a-breakup-and-the-law-has-to-reflect-that-408117>> [2022/5/5].
- (78) Home Office, *supra* note 71, at p.43.
- (79) Home Office, *supra* note 71, at pp.50-51.
- (80) 被害者の (a) 収入を得たり、金銭その他の財産を使ったり維持する能力又は (b) 商品やサービスを取得する能力に悪影響を与えることをいう (DA 法第 1 条 (4))。
- (81) 高田恭子「DV を防止する法制度のあり方～英国における法整備の展開から～」(2020) 大阪工業大学紀要65巻2号58-59頁。
- (82) Nigel Lowe et al., *supra* note 11, at p.186.
- (83) Home Office, “Domestic Abuse Protection Notices / Orders factsheet”, (2020), <<https://www.gov.uk/government/publications/domestic-abuse-bill-2020-factsheets/domestic-abuse-protection-notice-orders-factsheet>> [2022/5/5].
- (84) Home Office, “Domestic Abuse Protection Notices and Domestic Abuse Protection Orders Draft statutory guidance for the police”, (2021), at p.4, <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/955459/Draft_statutory_guidance_for_police_on_domestic_abuse_protection_notices_and_orders.pdf> [2022/5/5].
- (85) Home Office, *supra* note 83.
- (86) Nigel Lowe et al., *supra* note 11, at p.192.
- (87) 小島妙子『DV・ストーカー対策の法と実務』(民事法研究会、2014) 37-39頁。
- (88) 南野知恵子他監修『詳解 DV 防止法 2008年版』(ぎょうせい、2008) 84頁。
- (89) 男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会「DV 対策の今後の在り方」(2021) 9 頁。
- (90) 南野他・前掲注88) 130頁。
- (91) 女性に対する暴力に関する専門調査会、「DV 対策の抜本的強化に向けて(仮題)」(2021) 8-9 頁 <<https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/siryo/pdf/bo117-1.pdf>> [最終アクセス2022/5/5]。

- (92) 南野他・前掲88) 10頁。
- (93) 男女共同参画局、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律について（平成25年改正）」1-2頁 <https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/pdf/dv05.pdf> [最終アクセス2022/5/5]。
- (94) 男女共同参画局・前掲93) 3頁。
- (95) 永野豊太郎「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（2013）法令解説資料総覧381号20-21頁、福島政幸・森健一「東京地裁及び大阪地裁における平成25年改正 DV 防止法に基づく保護命令手続の運用」（2014）判タ1395号 8頁等。
- (96) 打越さく良『第3版 Q&A DV（ドメスティック・バイオレンス）事件の実務—相談から保護命令・離婚事件まで—』（日本加除出版、2018）35頁。
- (97) 小島妙子・前掲注87) 152頁。
- (98) 第204回国会内閣委員会第23号牧島かれん、古屋範子、岸本周平各委員発言（2021）。
- (99) 第204回国会内閣委員会・前掲98) 小此木八郎国家公安委員会委員長答弁。
- (100) Home Office, *supra* note 71, at p.59.
- (101) Evan Stark, “Coercive Control: The Entrapment of Women in Personal Life”, (2007), New York: Oxford University Press, at p.221.
- (102) Evan Stark, “Rethinking Custody Evaluation in Cases Involving Domestic Violence”, (2009), *Journal of Child Custody*, vol6, at p.294.